



2025年6月13日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 長岡 宏  
(コード番号：7238 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 人事・情報部門長 前上 亮子  
(TEL：03-5299-7629)

### 上場維持基準への適合に向けた計画（改善期間入り）に関するお知らせ

当社は、2025年3月31日（以下「基準日」といいます。）時点において、プライム市場における流通株式比率に係る上場維持基準に適合しない状態となりました。下記のとおり、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）に定める特例に基づき、基準日から5年後の2030年3月末までを計画期間とする適合に向けた計画（以下「本適合計画」といいます。）を作成いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当社の上場維持基準への適合状況、計画期間及び改善期間

当社は、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」（同年8月16日付で変更・経過を開示）及び同年9月30日付「第三者割当による種類株式の払込完了及び発行、資本金及び資本準備金の額の減少並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合（以下「JISファンド」といいます。）との間で、2019年7月18日付で出資契約（その後の変更を含み、以下「本出資契約」といいます。）を締結し、JISファンドから事業再生への支援を受けることとなりました。さらに、2019年9月18日付「事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の開催並びに事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表したとおり、事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を策定し、全ての対象債権者にご同意いただいたことにより、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）が成立し、当社は、本事業再生計画に沿って、事業再生を進めてまいりました。

当社は、本出資契約に基づき、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業を再生することを目的として、JISファンドに対して2019年9月30日付で、第三者割当の方法により総額200億円のA種種類株式を発行いたしました。その後、2024年6月14日付「リファイナンス資金の借入及び支援後債権の完済、並びに事業再生計画期間終了に関するお知らせ」にて公表したとおり、ドイツ銀行東京支店をアレンジャーとするリファイナンス資金320億円の借入契約を締結し、これを返済原資として、本事業再生計画に定められた弁済期限に従い既存借入金の高を完済し（以下「本リファイナンス」といいます。）、これにより、同月28日をもって本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画期間が終了いたしました。

しかしながら、本事業再生計画における事業上の数値計画が未達となったことから、当社は、引き続きJISファンドの支援のもと、将来の持続的成長に向け、事業再生を実現するための経営体質改善に取り組んでおります。具体的には、2024年8月8日付「（開示事項の変更）ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合との出資契約の変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社の企業価値の一層の向上に向けて、両者間の連携及び信頼関係をより一層強化すべく、同日付で本出資契約の変更を行いました。当該変更契約において、当社はJISファンドに対して、本リファイナンスにあたって当社が策定した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）が

達成されるよう、必要な施策の実行に最大限努力すること、本事業再生計画の進捗状況等に関するモニタリング会議を、本事業計画の遂行を目的としたモニタリング会議に改編し、当該会議の結果の要旨を当社の取締役会に対し報告すること等について合意しております。

さらに、2024年12月19日付「A種種類株主によるA種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）、並びに、臨時株主総会招集のための基準日設定、臨時株主総会開催日、付議議案の決定及び代表取締役等の異動に関するお知らせ」及び2025年1月14日付「（開示事項の経過）A種種類株主によるA種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、JISファンドは、当社とJISファンドがより一体となって事業運営を図り、全てのステークホルダーに資する企業価値向上を実現することを目的として、2025年1月14日付でJISファンドが保有するA種種類株式の一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、当社の議決権の過半数を有する主要株主及び主要株主である筆頭株主となりました。これにより、当社の2025年3月31日時点の流通株式比率は、プライム市場の上場維持基準である35%を下回る33.35%となりました。

上記の結果、当社の2025年3月31日の基準日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は下表のとおりとなっており、流通株式比率基準に適合しない状況となりました。

東京証券取引所の上場規程上、プライム市場における上場維持のためには、当社は、原則として基準日から1年後である2026年3月末までの改善期間内に上場維持基準に適合することが必要となります。ただし、上場規程には、第三者が事業再生を支援するために一定の上場株券等を所有する場合であって、基準日から5年以内に上記の上場維持基準に適合することとなる見込みを有すると東京証券取引所が認めるときには、基準日から5年間（または東京証券取引所が適当と認める期間）、上場維持基準の適合の猶予が認められる特例があります。

前述のとおり、当社は事業再生支援目的でJISファンドとの本出資契約を締結し、JISファンドと連携しながら本事業計画の達成に向けて経営体質の改善を進めている最中であること、また、JISファンドの存続期限は最長で2028年10月（2026年10月までの存続期間に対して、最長2年間の延長オプションを全て行使できた場合）までであり、遅くとも2028年10月までには第三者への譲渡等により当社の株主ではなくなっていることが見込まれることから、今般、東京証券取引所より、基準日から5年後の2030年3月末までを計画期間とする当該特例適用が認められることになりました。今後、当該特例に基づく計画期間内での流通株式比率基準への適合に向け、下記の施策に取り組んでまいります。

|                    | 株主数     | 流通株式数     | 流通株式<br>時価総額 | 流通株式比率     |
|--------------------|---------|-----------|--------------|------------|
| 当社の適合状況<br>（基準日時点） | 20,201人 | 913,015単位 | 104億円        | 33.35%     |
|                    | 適合      | 適合        | 適合           | 不適合        |
| 上場維持基準             | 800人    | 20,000単位  | 100億円        | 35%        |
| 計画期間<br>（改善期間）     | —       | —         | —            | 2030年3月末まで |

（注）当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

## 2. 上場維持基準への適合に向けた取り組みの基本方針

当社は、プライム市場の上場維持基準への適合に関して、株主数、流通株式数及び流通株式時価総額については基準を充たしておりますが、流通株式比率についてのみ基準に適合しない状況となっております。

そのため、当社は、本事業計画を着実に遂行していくとともに、早期の中期経営計画の策定とその遂行にも取り組むことで、中長期的な企業価値向上を図ってまいります。これらと同時に、本適合計画における流通株式比率向上に向けた施策を実行することにより、流通株式比率基準への適合を図ってまいります。

## 3. 上場維持基準に適合していない項目における課題と取り組み内容

### （1）課題

プライム市場の流通株式比率基準に適合するためには、基準日時点で50.32%の当社普通株式を保有するJISファンドの持株処分による持株比率低下を図ることが最大の課題であります。

なお、基準日時点の当社の普通株式の状況は下表のとおりですが、JISファンドは普通株式の他、当社のA種種類株式も保有しており、今後、JISファンドによる当社株式の処分前にA種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、JISファンドの保有株式比率は最大で74.95%となり、一時的に前述の流通株式比率33.35%が一層低下する可能性があります。

#### 普通株式の状況(基準日時点)

|     | 発行済株式総数      | 内訳          |              |             |
|-----|--------------|-------------|--------------|-------------|
|     |              | 流通株式        | JISファンド      | その他         |
| 株式数 | 273,755,222株 | 91,301,538株 | 137,762,879株 | 44,690,805株 |
| 比率  | 100%         | 33.35%      | 50.32%       | 16.32%      |

(注)A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により交付される当社普通株式は最大269,244,778株です。

当社は、JISファンドと持株比率の低下等について協議をしていくためにも、本適合計画に記載の取り組みを通じて企業価値を向上させていく必要があると認識しております。

#### (2) 取り組み内容

##### ①企業価値向上の実現に向けた事業運営

主要株主及び主要株主である筆頭株主となったJISファンドは、当社とより一体となって事業運営を図り、全てのステークホルダーに資する企業価値向上を実現していく意向であり、当社としても、新たな経営体制のもと、JISファンドとの連携及び信頼関係をより一層強化し、当社の企業価値の一層の向上を図っていく所存です。

##### ②本事業計画の遂行及び中期経営計画の策定とその遂行

当社は、本出資契約に基づくJISファンドのモニタリングの下、本リファイナンスにあたって策定した本事業計画の達成に向けた施策を進めております。

また、当社は、2025年度に重点的に取り組むこととして、年度方針を「強い経営体質の実現」と「生き残るために進むべき方向の明示」と定めました。この年度方針に基づき、現在、中期経営計画の策定を進めております。策定が完了しだい速やかに公表するとともに、その着実な遂行に向け鋭意取り組んでまいります。これらを通じて、中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

さらに、これらの中長期的な企業価値向上に向けた取り組みと並行して、JISファンドの持分の譲渡先となり得る候補投資家との接触、交渉を継続的に進めてまいります。

以上の取り組みを通じて、中長期的な企業価値向上を実現した上で、JISファンドや株式保有比率の高い事業法人等（以下「大株主」といいます。）の保有する株式の流動化を促進し、JISファンドや大株主の株式売却についての働きかけをより積極化し、流通株式比率基準への適合を図ってまいります。

##### ③IR活動の強化

年2回開催の決算説明会や、中期経営計画公表時の説明会に代表取締役社長が登壇するなど、経営トップのIR活動への積極的な関与により、投資家と当社経営層の対話を促進してまいります。また、説明会の動画配信を行うなど、IRサイトによる情報発信をより充実させることにより、企業としての透明性を向上させるとともに、中長期的な企業価値向上につなげるべく取り組んでまいります。

以 上